

平成 28 年度低炭素社会実現のための都市間連携に基づく JCM 案件形成可能性調査事業 委託業務 2 次公募要領

平成 28 年 7 月
環境省 地球環境局

1 事業の目的

平成 27 年 7 月、日本は、国連気候変動枠組条約事務局に約束草案を提出いたしました。本約束草案は、エネルギーミックスと整合的な実現可能な削減目標として、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030 年度に 2013 年度比 26.0% 減（2005 年度比 25.4% 減）の水準（約 10 億 4,200 万 t-CO₂）にすることとしています。その中で、二国間クレジット制度（JCM: Joint Crediting Mechanism）については、温室効果ガス削減目標積み上げの基礎としていませんが、日本として獲得した排出削減・吸収量を我が国の削減として適切にカウントすることとしています。

具体的には、途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の削減目標の達成に活用するため、JCM を構築・実施することにより、民間ベースの事業による貢献分とは別に、毎年度の予算の範囲内で行う日本政府の事業により 2030 年度までの累積で 5,000 万から 1 億 t-CO₂ の排出削減・吸収量を見込んでいます。

また、同年 12 月、フランス・パリ近郊において開催された、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）にて、すべての国が参加し、公平かつ実効的な新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択され、都市や企業など国以外のステークホルダーの重要性が益々高まりつつあります。本事業では、低炭素社会形成のノウハウを有する本邦自治体とともに、都市間連携に基づいて、国外の都市・地域において、JCM クレジット獲得を目指し、多岐に渡る分野で継続的にエネルギー起源二酸化炭素削減を見込める案件形成を通じて都市の低炭素化を目指す事業を支援します。本邦自治体が関与し、本邦研究機関・民間企業・大学等とともに日本の技術や制度を現地の実情に応じて調整、運営・維持管理体制を確立し、都市間連携関係のある都市や地域などで JCM 案件を形成するため、都市・地域に展開可能な事業を想定し都市の低炭素化実現のための JCM 案件形成可能性調査事業を実施することとします。

2 公募対象事業

(1) 公募対象分野

公募の対象となる事業は、都市間連携に基づき低炭素社会形成のためのノウハウを有する本邦自治体と調査対象となる国・地域の自治体が参加し、都市や地域などを低

炭素化し、かつ、JCM クレジットの獲得が見込め、優れた低炭素技術や制度を現地の実情に応じて調整するものを対象とします。このため、都市間連携を活用することで、案件の形成・成立を実現する、あるいは、効果的な案件形成に導くなど、自治体の関与・役割に明確な位置づけがあることを必要とします。いつまでにどの程度低炭素化/JCM クレジット獲得が可能となるかの想定が可能な、案件熟度の高いもの、また、クレジットの見込み量が大きいものを優先的に採用します。

なお、環境省は、所謂「設備補助事業」や「JCM 日本基金」等の JCM 事業化のための資金支援策にて、JCM 事業実現へ向けた支援を行っていますので、当該支援策の活用が見込めることを必須とします。

調査対象事業分野としては、以下の事業分野の全て又は一部を各都市や地域のニーズや我が国企業の活動を踏まえて包含する企画とします。

省エネ機器の導入事業及びそれらを活用した ESCO 事業

地域分散自立型再生可能エネルギー事業

廃棄物削減、処理適正化にも資する低炭素型の廃棄物処理事業

水資源の有効活用や水質汚濁防止にも資する低炭素節水型上下水道事業

大気汚染等の公害防止にも資する交通インフラ構築・利活用事業

上記 ~ 等を活用した低炭素都市、地域、地区・街区づくり、低炭素工業団地づくり

上記 ~ に関連した日本の法制度、技術の相手国への導入可能性、主要なコンタクトパーソン、キャパシティデベロップメント等についての相手国ニーズの把握
(注)エネルギー起源二酸化炭素排出削減に資することを、必須とします。

(2) 調査対象国

調査対象国は、JCM 署名国である、モンゴル、バングラディシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイの 16 カ国とします。

また、調査対象として、以下の国における事業を優先します。

モンゴル、バングラディシュ、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、パラオ、カンボジア、ミャンマー、タイです。

3 応募の条件

- (1) 法人格を有していること
- (2) 平成 28・29・30 年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の「調査・研究」において、応募書類等の提出期限までに、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。
- (3) 低炭素社会形成のためのノウハウを有する本邦自治体と調査の対象となる海外の都市・地域の自治体とともに、将来 JCM 事業化時に関与する予定があり、本調査において主として調査・案件形成を行う者が応募すること。

- (4) 本邦自治体と海外の自治体間に都市間連携協定及びこれに準ずるものが締結済であるか、平成 28 年度中に締結予定である両都市が参加すること。
- (5) 平成 28 年 8 月 1 日 (月) に開催する公募説明会に出席したもの。 (共同応募案件の場合には共同応募者のうち 1 社が出席していれば可。再委託先のみ出席は不可。)
- (6) 応募する対象国及び都市や地域に精通し、対象分野について高い専門性を有していること。
- (7) ステークホルダーそれぞれ (本邦自治体、海外都市・地域及び JCM 事業実施時に国際コンソーシアムのメンバーとなる予定の者) からの応募事業への関心表明レター等を入手していることが望ましい (その和訳を添付すること)

4 事業の対象費用

本事業では、環境省と業務委託契約を結ぶことにより事業を行います。契約金額 (事業費用) は応募調査 1 事業当たり 9 百万円 (税込み) を上限と想定しています。複数分野において調査事業を希望される場合は、希望する調査事業毎に応募書類一式を作成し別々に応募してください。調査事業の具体的な金額は応募内容を精査の上決定するため、契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。

本事業は、応募内容をもとにした業務委託契約に基づいた事業を実施していただくものであり、具体的な対象費用は下記のとおりです。

経費の区分		内容	
直接 経費	人件費	応募事業実施のために必要な人件費に限る。	
	業務 費	賃金	応募事業を実施するのに必要な業務補助を行う補助員を雇用する賃金（会計など事務補助、事業執行の補助等の業務が対象）
		諸謝金	応募事業に直接必要な検討委員会等に出席した外部協力者に対する謝金、専門的知見や助言等に対する謝礼、調査等におけるモニター及び協力者への謝礼など。
		旅費	応募事業を実施するために直接必要となる調査、情報収集、会議への出席等を行うための旅費。 <u>調査に参加する全ての組織の旅費の計算は「国家公務員等の旅費に関する法律」に従うこと。精算時と同じ。</u>
		印刷製本費	応募事業の成果報告書、会議資料等の印刷、製本に要する経費。
		通信運搬費	応募事業に直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料であって、本事業に使用した料金であることが証明できる経費。
		借料及び損料	応募事業に直接必要な検討委員会等の開催に伴う会場借料等及び、応募事業に直接必要な機械器具等の借料及び損料、物品等使用料等。
		会議費	応募事業に直接必要な検討委員会等の会議に付随して支給した飲食物の類に要する費用。
		消耗品費	応募事業の実施に直接必要な消耗品（ <u>税込単価5万円未満の物品</u> ）の購入に直接要する経費のうち、当該事業のみに使用したものであることが証明できるもの。備品（税込単価5万円以上の物品）となるものはリースにより対応すること（リースによって導入した場合には、「借料及び損料」に計上する。）。ただし、5万円以上の物品であっても使用に伴い消費され、長期使用に適しないものは対象となる。
		雑役務費	通訳料・翻訳料等の役務外注費（間接的経費を含まない）、各種保守料、派遣会社を通じた事務員等に必要な経費など、応募事業の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費。
外注費	応募事業の一部を委託することに要する経費であって、他に掲げられた経費以外のもの。 <u>外注費は、人件費、業務費及び一般管理費の合計額の1/2以内とする。</u>		

	その他経費	その他応募事業を行うために必要な経費で、環境省と協議を経て認められたもの。
間接経費	一般管理費	直接経費から外注費を引いた額に対する一定比率として認めるものとします。なお、一定比率については、15%を上限とし、申請者の内部規定等で定める率又は合理的な方法により算出したと認められる率を適用。

積算に当たっては、下記の項目を漏れなく必ず折り込んで下さい。

成果物

日本語・英語・調査実施国によっては現地語(現地ワークショップの際に現地語での資料提供又は現地語への通訳を介する場合は必須)

日本語版・英語版は各 200 枚程度(含 ワークショップ資料)及び現地語は 50 枚程度(除 ワークショップ資料)を想定。)

(最終的な枚数の確定は、採択金額に従い環境省担当官と調整のうえ決定する。)

- ・日本語版最終ドラフト提出(電子媒体):平成 29 年 1 月 27 日(金)
- ・最終報告書提出(日本語・英語紙媒体各 7 部、現地語紙媒体 1 部(対象国の場合)、電子媒体 1 部):平成 29 年 3 月 10 日(金)

月次申告報告(メールベース:下記項目を含み様式自由)

応募時に提出したガントチャートによる、調査進捗管理(調査スケジュール管理表)月次レベルの進捗の報告と今後の調査・イベント(ワークショップ等)予定国内打ち合わせ(進捗報告会等)

東京都内を想定。3 回程度/年(契約締結時、3 ヶ月毎)

国内自治体の所在地で開催する調査地でのワークショップ等の事前打合

日本国内(各委託事業に参加する本邦自治体の所在地を想定)、2 回程度/年
現地でのワークショップ

2 回程度/年(旅費、会場代、資料準備代を費用計上しておくこと)

各案件採択後、調査に参加する本邦自治体と海外自治体の組合せが同じ場合、現地でのワークショップを合同で開催するよう要請します。

環境省指定の会議での発表(プレゼン、ブース展示等)(上記 を含まず)

- ・日本国内 2 回程度/年(必要に応じて各 1 泊 2 日を想定)
 - ・東京都内 1 回(JCM 都市間連携セミナーを想定)
 - ・北九州市 1 回(JCM 都市間連携セミナーを想定)
- ・海外 2 回程度/年(各 2 泊 3 日を想定)
 - ・調査国 1 回(JCM 合同委員会等への説明会を想定)
 - ・東南アジア 1 回(バンコクにて環境的に持続可能な都市ハイレベルセミナーを想定)

- ・モロッコ国1回(マラケシュにてCOP22を想定): COP22出席用のパスは各社で取得すること。)

MRV案/PDD案

- ・MRV案については、事業終了時点で環境省からの指示があればJCM合同委員会へ提案できるよう英文にてドラフトを準備し、最終報告書英語版に添付すること。
- ・PDD案については、事業終了時点で環境省からの指示があればJCM合同委員会が選定した「第三者機関」又は左記に準ずる者に「妥当性確認」できるよう英文にてドラフトを準備し、最終報告書英語版に添付すること。

5 契約期間終了日

平成29年3月10日(金)

6 審査の実施

募集事業の審査は環境省において実施致します。審査に当たっては必要に応じてヒアリングを実施致します(会場は東京都内を予定しております。ヒアリング対象者には書面審査後個別に御連絡差し上げます。

前述の「2 公募対象事業」や「3 応募の条件」等を満たした応募内容について、以下の評価基準に基づいて応募内容を審査した上で、予算総額の範囲内において選定し、契約候補案件とします(不可(0点)の項目があっても失格とはしません)。

なお、事業の内容、事業費や実施体制等について、協議の上、変更をお願いする場合があります。

なお、審査結果は、応募者に遅滞なく通知します。

	評価基準	審査基準
1	低炭素社会実現のための都市間連携に基づく JCM 案件形成可能性調査事業に対する理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・ JCM 制度について理解できているかについて評価する。 ・ 応募事業の背景をよく理解しているかについて評価する。 ・ 応募事業の実現可能性が高いことが認められるかについて評価する。 ・ 応募事業の実現時の効果及び他地域への展開可能性が高く、先進性があると認められるかについて評価する。
2	応募事業の調査地での都市間連携の現状と、応募事業への当該都市間連携の裨益	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市間連携の活用が、応募事業の JCM プロジェクトとしての実現に寄与する、効果的な案件形成に寄与するものかどうかについて評価する。
	応募事業のステークホルダーの妥当性、信頼性(与信)、事業への興味・関心度合い、応募者との過去の協業実績・経験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定されたステークホルダーが当該国・都市や地域で応募事業を実施する場合のステークホルダーとして妥当かについて評価する。 ・ 選定されたステークホルダーが当該国・都市や地域で応募事業を実現するための信頼性(与信:JCM 事業実現時の与信への懸念がないこと。財務の健全性、継続企業の前提が分かること)が高いかについて評価する。 ・ 選定されたステークホルダーが応募事業に興味関心があり、当該興味関心を関心表明レター等で確認できるかについて評価する。 ・ 本邦自治体の協力体制もレター等で確認できるかについて評価する。 ・ 応募者は選定されたステークホルダーと過去に協業した実績・経験があるかについて評価する。
	応募事業実現時の適用技術への本邦技術の活用可能性、その優位性、及び JCM プロジェクトとしての事業実現化のための施策、算段、工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募事業実現時の適用技術への本邦技術の活用可能性が高いかについて評価する。 ・ 応募事業実現時の適用される技術に優位性はあるかについて評価する。 ・ 応募事業が JCM プロジェクトとしての事業実現するための施策、算段、工夫が効果的で、事業実現可能性を高めるものと認められるかについて評価する。

<p>調査事業実現時 JCM プロジェクト 概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 調査事業の結果実現する JCM プロジェクトの概要、適用技術とプロジェクト実施体制が添付書類から理解できるかについて評価する。
<p>本邦自治体と海外自治体が協力して目指す低炭素かつ強じん（レジリアント）で持続可能な社会の全体像</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本邦自治体と海外自治体が協力して目指す低炭素かつ強じん（レジリアント）で持続可能な社会の全体像が添付書類から理解できるかについて評価する。
	<ul style="list-style-type: none"> 本邦自治体と海外自治体が協力して目指す低炭素かつ強じん（レジリアント）で持続可能な社会の全体像が、低炭素社会実現のための都市間連携に基づく JCM 案件形成可能性調査事業委託業務の目的・趣旨に合致しているかについて評価する。
<p>応募事業の費用対効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> 応募事業の費用対効果は高いかについて評価する。 5,000 円/t-CO₂・年以下であれば優(20 点) 5,001 円/t-CO₂・年以上 10,000 円/t-CO₂・年以下であれば良(12 点) 10,001 円/t-CO₂・年以上 20,000 円/t-CO₂・年以下であれば可(4 点) 20,001 円/t-CO₂・年以上であれば不可(0 点)とする。
	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー起源二酸化炭素削減効果の考え方、算出方法が正しいかについて評価する。
	<ul style="list-style-type: none"> 応募事業を実施した場合、実施直後のエネルギー起源二酸化炭素削減量が多いかについて評価する。 999t-CO₂/年以下であれば不可(0 点) 1,000t-CO₂/年以上 9,999t-CO₂/年以下であれば可(5 点) 10,000t-CO₂/年以上 99,999t-CO₂/年以下であれば良(15 点) 100,000t-CO₂/年以上であれば優(25 点)とする。

3	応募者の調査対象国・都市や地域での過去の事業実績・経験	<ul style="list-style-type: none"> 調査都市・地域はJCM事業が実現しやすい場所かについて評価する。 JCM 事業化確率 (%) ($C = A \div B$) 70%以上であれば優(20点) 50%以上 70%未満であれば良(12点) 30%以上 50%未満であれば可(4点) 30%未満であれば不可(0点)とする。 A : 調査対象国・都市や地域で JCM 事業として設備補助事業等に採択された案件数 (採択取消となったものを除く) B : 過去の都市間連携に基づく JCM 案件形成調査で実施した全調査案件数 A については 別添 6 にて実績を示すこと。
	調査事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象技術及び調査の役割分担、資金の流れ、資金の受け取り先が何を行っているかが添付書類から理解できるかについて評価する。 応募事業者は、応募事業が JCM プロジェクトとして実現する際に JCM プロジェクトに参加する (除 MRV 方法論の策定・プロジェクト設計書 (PDD) 等の作成) 企業であるかについて評価する。 参加企業であれば 5 点 参加企業でなければ 0 点とする。
	応募事業の調査の進め方のタイムスケジュール、調査の進め方、手法・手段の効率性、妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ガントチャートで示された全調査の作業工程のタイムスケジュールが調査の進め方として適切かについて評価する。 調査の進め方、手法・手段の効率性、妥当性について適格な説明がなされているかについて評価する。
	MRV 方法論の策定・プロジェクト設計書 (PDD) 等の作成体制・手段	<ul style="list-style-type: none"> MRV 方法論の策定・プロジェクト設計書 (PDD) 等の作成体制・手段が適切かについて評価する。
	配置予定の管理技術者の経歴、資格、手持ち業務、及び配置予定の管理技術者の組織として	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の管理技術者は JCM プロジェクトの実事業化に成功したことがあるかについて評価する。 JCM プロジェクト組成経験有であれば 10 点 JCM プロジェクト組成経験無であれば 0 点とする。

	<p>のサポート体制、応募事業者組織内の応募事業の調査体制図</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の管理技術者の手持ち業務量(除 本業務)は適切かについて評価する。 10 件以上あれば不可(0 点) 5 件以上 9 件以下あれば可(1 点) 2 件以上 4 件以下あれば良 (3 点) 1 件以下あれば優(5 点) とする。 ・ 配置予定の管理技術者の技量は適切かについて評価する。 ・ 配置予定の管理技術者を応募事業者が組織としてサポート体制は適切かについて評価する。
	<p>配置予定の経理担当者の経歴、資格の有無、手持ち業務、及び配置予定の経理担当者の組織としてのサポート体制、応募事業者組織内の経理業務体制図</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の経理担当者の手持ち業務量(除 本業務)は適切かについて評価する。 5 件以上あれば不可(0 点) 3 件以上 4 件以下あれば可(2 点) 1 件以上 2 件以下あれば良(6 点) 0 件以下あれば優(10 点) とする。 ・ 配置予定の経理担当者の資格、経歴、技量は適切かについて評価する。 ・ 配置予定の経理担当者を応募事業者が組織としてサポート体制は適切かについて評価する。
<p>4</p>	<p>過去における JCM 事業の採択実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度以降で設備補助事業、JCM 日本基金またはこれと同等な支援制度により JCM 事業が実現した実績、内容及び件数を考慮し評価する(案件採択されたものは含むが採択後取消となったものは含めない)。 JCM 実事業化件数の実績が 0 件であれば不可(0 点) JCM 実事業化件数の実績が 1 件あれば可(4 点) JCM 実事業化件数の実績が 2 件以上 5 件以下であれば良(12 点) JCM 実事業化件数の実績が 6 件以上であれば優(20 点) とする。
<p>5</p>	<p>組織の環境マネジメントシステム認証取得状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の経営における主たる事業所(本社等)において、環境マネジメント認証取得があるかについて評価する。 1 つでもあれば加点(5 点)する。 事業者の経営における主たる事業所において、ISO14001、エコアクション 21、KES、エコステージ、地方公共団体による認証制度などのうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、環境省と契約する時点において認証期間中であること。

6	見積価格・積算内訳 (別添2)	・ 応募内容に対する価格の妥当性及び経費内訳の妥当性を評価する。
---	--------------------	----------------------------------

7 応募に当たっての留意事項

- (1) 契約時に、環境省と調整した実施計画書(事業概要、実施方法・内容、実施体制、スケジュール等を含む)及び経費内訳書を作成すること(本事業に採択された場合には、環境省と業務委託契約を締結することとなります)。
- (2) 実施計画から変更が生じる場合は、環境省と協議を行うこと。万一事業が中止された場合には、中止されるまでに要した経費をお支払いできない可能性があります。
- (3) 本事業の実施期間中において、環境省が求める定期的な進捗状況の報告やヒアリング等への対応、検討会等への参加、広報・啓発事業への協力(国内外での成果発表会等への出席など)及び会計帳票の検査への協力(2回程度/年)をお願いする場合があります。
- (4) 事業完了時に提出いただく報告書及び報告書(要約版)は、日本語・英語に加え、調査対象国の公用語にて提出を求める場合があります。
- (5) パラオでの事業を希望する者は、
http://www.mmechanisms.org/document/JCM/palau/JCM_PW_contact.pdf をご参照ください。
- (6) 採択事業者は応募事業の実施後、委託費の支出内容を明らかにした委託業務精算報告書を環境省に提出していただきます。環境省において委託費の確定後に、精算払請求書を提出していただき、環境省より費用をお支払いします。

8 応募の方法

(1) 応募書類の書式(応募様式)

応募に当たり提出が必要となる書類は以下の書類とします。応募書類の作成に当たっては、所定の様式に従って作成するようお願いいたします。

- ・ 受領証(応募者控・環境省控)

(注) 法人名・代表者名のみ記入して、各1部提出すること

郵送にて提出する場合は適切な金額の切手を貼り、返信用住所を記載した封筒を同封すること

下記の書類に関しては、仕切り紙を入れ、タブを付し、タブに資料内容を記載するようお願いいたします。

- ・ 応募様式(別添1)
- ・ 調査事業概要 パワーポイント(様式自由、和文、英文A4各1枚)
- ・ 調査事業実現時の事業概要 パワーポイント(和文・英文A4各1枚)
- ・ 本邦自治体と海外自治体間の支援・協力・案件調査等と支援先の全体像(含 将来

の事業)、応募事業の位置づけ パワーポイント(和文・英文A 3各1枚)

本邦自治体と海外自治体との支援・協力・案件調査等の全体像を示し、応募事業及び他に同時応募案件が全体のうちどこに位置づけられているかが分かるようなようにして提出すること。

- ・経費内訳書(別添2)
- ・応募事業概要書(別添4)(注)日本語版・英語版ともに記載して提出すること
- ・団体概要(様式任意)
(注)複数の者が共同で応募を行う場合は、各々について、その会社概要がわかる資料を提出すること。
- ・業績実績(様式任意)
- ・組織の環境マネジメントシステム認証取得状況(コピー)
- ・ステークホルダーからの応募事業への関心表明レター及びその和訳
- ・Project Idea Note for the Model Project(別添5)

応募された事業の概要をパートナー国と情報共有するために、英文で最大3ページまでで作成いただくものです。本様式は、秘密保持に留意しつつ、選定の過程で当該パートナー国の政府職員に共有することがありうることを、あらかじめご了承願います。また、パートナー国から本様式について寄せられる質問に対して、回答の作成を依頼することがあります。

(2) 応募書類の提出方法

応募書類と電子媒体を提出期限(12:00~13:00の間は除く)までに、持参又は郵送によって(電子メールによる提出は受け付けません)環境省へ提出してください。応募書類は、封書に入れ、宛名面に「応募者名」及び「平成28年度低炭素社会実現のための都市間連携に基づくJCM案件形成可能性調査事業委託業務2次公募応募書類」と朱書きで明記してください。

受付期間以降に環境省に到達した書類のうち、遅延が環境省の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。また、郵送する場合には、特定記録郵便など、配達記録の残る方法によってください。

提出先:

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 中央合同庁舎5号館3階
環境省地球環境局国際連携課国際協力室 担当:佐井

TEL:03-3581-3351(代表)内線:6708

FAX:03-3581-3423

(3) 応募に必要な提出物及び提出部数

各書類について、正本1部・副本9部を提出してください。また、書類の電子デ

ータ（パンフレット等の参考資料は不要）を保存した電子媒体（CD-R）を1部提出してください（電子媒体にも、案件名・応募者名を必ず記載してください）。

- ・電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式、Microsoft PowerPoint 形式のみ（PDF 形式は含まず）としてください。使用するフォントについては、一般的に用いないものを使用しないでください。
- ・添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。特に図表等を挿入する場合は、十分注意してください。
- ・当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないでください。このようなファイルは速やかに破棄・削除させていただきます。
- ・また、Windows 以外のパソコンで書類を作成した場合、必ず Windows マシンでファイルを展開できることを確認の上、提出してください。Windows マシンで展開できない状態で送付された場合は審査の対象となりませんので御注意ください。

（４）応募期間

平成 28 年 7 月 21 日（木）～平成 28 年 8 月 26 日（金）17 時必着
（12:00～13:00 の時間は応募書類の受付は行わない）

9 公募説明会について

公募に際して、以下のとおり説明会を開催します。

（１）日 時：平成 28 年 8 月 1 日（月）10：30～11：30

（２）場 所：東京都千代田区霞ヶ関 1 - 3 - 1 経済産業省別館 108号会議室

1 会場の都合上参加は1社1名とし、参加者は名刺を提出及び説明会出席確認メール（6参照）コピーの提示をお願いいたします。

2 説明会開催時間は会場の都合上1時間とする。

3 平成 28・29・30 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）のないものは、説明会までに、環境省競争参加資格（全省庁統一資格）申請書を提出し、申請書のコピーを持参・提出すること。環境省競争参加資格（全省庁統一資格）入手次第コピーを提出すること。

4 本会場にて、公募に関する資料の交付は行いません。

5 当日は、顔写真付きの身分証明書（運転免許証、顔写真付き社員証等）を持参のうえ、合同庁舎第5号館受付で入館登録を行ってください。

6 公募説明会に参加を希望される方は、電子メールの件名に「平成 28 年度低炭素社会実現のための都市間連携に基づく JCM 案件形成可能性調査事業委託業務 2 次公募説明会参加申込み」と記入の上、[1]社名、[2]所属部門名/役職名、[3]参加者氏名（1社1名まで）[4]連絡先電話番号、[5]連絡先 E-mail アドレス（説明会時の質疑応答）を記載

の上、平成 28 年 7 月 28 日（木）17:00 までに下記参加申込受付メールアドレスへお申し込みください。説明会出席確認メールをご送付致します。

参加申込受付メールアドレス：chikyu-kyoryoku@env.go.jp

1 0 応募に関する質問の受付及び回答

受付先

環境省地球環境局国際連携課国際協力室

E-Mail：chikyu-kyoryoku@env.go.jp

受付方法

電子メールにて受け付けます（電話、来訪等による問合せには対応しません）。電子メールの件名は、「平成 28 年度低炭素社会実現のための都市間連携に基づく JCM 案件形成可能性調査事業委託業務 2 次公募に関する問合せ」とし、ご質問と[1]社名、[2]所属部門名/役職名、[3]担当者氏名、[4]連絡先電話番号、[5]連絡先電子メールアドレスを記載ください。

受付期間

平成 28 年 8 月 2 日（火）17 時まで

回答

平成 28 年 8 月 4 日（木）17 時までに、説明会参加者に対し電子メールにより行います。

1 1 公募のスケジュール

公募開始	平成 28 年 7 月 21 日(木)	
公募説明会	平成 28 年 8 月 1 日(月)	
質問受付	平成 28 年 8 月 2 日(火)	17 時まで
回答	平成 28 年 8 月 4 日(木)	17 時まで
応募書類提出	平成 28 年 8 月 26 日(金)	17 時必着
ヒアリング	別途連絡	
インドネシアで調査を希望するもののヒアリング	別途連絡	
選考結果通知	平成 28 年 9 月下旬頃	(予定)

1 2 業務委託契約について

(1) 業務委託契約の締結

環境省は、採択された団体内で主たる業務を行う者を代表者とし代表者 1 社との間で業務委託契約を締結します。複数の者での共同実施を行う場合は、代表者と共同実施者との協定書もあわせて提出いただきます。

(2) 確定検査への対応及び支払金額の確定方法について

支払金額は委託契約書において定められる上限額と委託業務に要した実費のうち低い額を支払金額として確定します。委託業務に要する費用を証明する書類の提出を環境省の求めに応じて遅滞なく提出する必要があります。なお、当該書類の提出は委託業務実施中にも求める予定です。

支払対象に関し、環境省から代表者の御担当者へ確定検査受検に関する要領をお渡しいたします。主要な事項は以下のとおりです。

人件費については、当該業務に従事した時間を証明する書類を作成していただきます。

一般管理費を、直接経費から外注費を引いた額に対する一定比率として認めます。なお、一定比率については、15%を上限とし、申請者の内部規定等で定める率又は合理的な方法により算出したと認められる率を適用いたします。

支払対象に認められる費目には制限があります。

(3) 支払金額に関する注意事項

採択された事業を中止した場合、中止されるまでに要した経費をお支払いできない可能性があります。

環境省の確定検査に合格しなかった場合は、既に支払いを行った委託費の全額又は一部の額について、環境省の指示に従って返還しなければならない場合があります。

1 3 その他

(1) 環境省担当官への働きかけ・陳情等により、審査の公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査及び採択対象から除外します。

(2) 採否を問わず、審査結果に対する御意見には対応いたしかねますので、予め御了承ください。

(3) 応募書類について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者の応募は無効とします。

(4) 応募書類作成に要する費用は応募者の負担とします。

(5) 応募書類の提出後、補足資料の提出を求める場合があります。その場合、遅滞なく当該資料を御提出ください。